

熊谷市会計事務規則の一部を改正する規則
をここに公布する。

令和 8 年 9 月 28 日

熊谷市長 小 麻 哲 也

規則第 4 2 号

(別紙)

熊谷市会計事務規則の一部を改正する規則

熊谷市会計事務規則（平成１７年規則第６１号）の一部を次のように改正する。

第３５条の２第１項中「２４３条の２の５第１項」を「第２４３条の２の５第１項」に改め、同条の次に次の１条を加える。

（特定歳入等）

第３５条の３ 法第２４３条の２の７第２項の規定により特定歳入等として市長が定めるものは、次に掲げるものとする。

- (1) 分担金
- (2) 負担金
- (3) 使用料
- (4) 手数料
- (5) 財産収入
- (6) 寄附金
- (7) 諸収入（預金利子及び利子割精算金収入を除く。）
- (8) 歳入歳出外現金
- (9) 高齢者の医療の確保に関する法律（昭和５７年法律第８０号）

第１０４条第１項の保険料

附 則

この規則は、公布の日から施行する。